



環境緑化を目的とした苗木の配布を行います

環境緑化を目的とした苗木配布を行います。

数に限りがありますので、希望する方はお早めにお申し込みください。

応募資格

日高町内に住所を有する方、もしくは日高町内に住所をおく団体（団体の場合は、公園等の公共の場に植樹することを条件とする。）

応募期間

平成21年4月1日(水)～4月17日(金)

苗木の種類

サクラ

申込方法

各家庭に1本（先着100本限定）までとします。団体については先着10団体（1団体10本以内）とします。苗木の数に限りがありますので、こちらで調整することもありますので、予めご了承ください。

配布方法

苗木の配布日については、後日連絡します。

▼受付及びお問い合わせ先

産業経済課 水産林務グループ
電話 014561216185
施設農林課 農林グループ
電話 014571612024

労働基準監督官採用試験のお知らせ

●受験資格

・昭和55年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者
・昭和63年4月2日以降生まれの者
で次に掲げるもの

① 大学を卒業した者及び平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者

② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

●採用予定者数 約110名（全国）

●試験日（第1次試験）

平成21年6月14日(日)

●受付期間

平成21年4月1日(水)～
平成21年4月14日(火)

●申込書の提出先

（札幌市を第1次試験地とした場合）
〒06018566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
北海道労働局総務部総務課

人事第1係

電話 011170912311

▼申込書の交付場所・お問い合わせ先

浦河郡浦河町栄町西1丁目3-31
浦河労働基準監督署
電話 014612212113

北海道警察官採用試験実施のお知らせ

●公告（申込書交付を開始します）

3月4日(水)

●申込書受付期間

4月1日(水)～4月15日(水)

●第1次試験日

5月10日(日)

●第1次試験地

・札幌方面：札幌、千歳、岩見沢、滝川、小樽、室蘭、苫小牧

・函館方面：函館

・旭川方面：旭川、稚内

・釧路方面：釧路、帯広

・北見方面：北見、網走

●受験資格

〔A区分〕

・実施区分 男性、女性

・採用予定日 平成22年4月以降（場合によっては、本年10月に採用されることもあります。）

・学歴 学校教育法による大学（短大を除く。）等を卒業した者（平成

22年3月卒業見込者を含む）

・年齢 昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

〔B区分〕

・実施区分 男性のみ

・採用予定日 平成22年4月以降（場合によっては、本年10月に採用されることもあります。）

・学歴 A区分以外の者（学校教育法による高等学校に在学中の者を除く。）

・年齢 昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

▼受付及びお問い合わせ先

門別警察署警務係

電話 014561210110

最寄りの交番・駐在所

北海道警察本部警察官採用センター

電話 011125110110

フリーダイヤル

電話 012018601314

高速インターネット 光回線

富川地区

日高町商工会と日高町では、誘致へ向けた取組を行っています。現在のところ、申込数が不足している状況です。皆様の加入をお願いいたします。

沙流川取水堰・日高取水堰
からの放流についてお願い

● 次のような時に水門を開けて
水を流します。

- ・雪どけ、降雨などにより川の水量が増えたとき。
- ・発電設備を点検補修するとき。
- ・車両の転落事故など、予測できない事故があったとき。

● 放流する時の連絡について

① 沙流川取水堰（ウエンザルダム）

◎ スピーカーの吹鳴

堰放流を開始する時、水位上昇の約15分前から約15分間吹鳴します。

◎ サイレンの吹鳴

堰サイレンは放流を開始する時、水位上昇の約10分前から約10分間吹鳴します。

② 日高取水堰

◎ スピーカーの吹鳴

堰越流を開始する時、約15分間吹鳴します。

川での事故防止のため、スピーカー、サイレンの吹鳴が聞こえた時には川より安全な場所に戻して下さい。特に魚釣りや子供さんの川遊びなどは、十分注意願います。

▼ 問い合わせ先

北海道電力㈱ 日高水力センター

電話 014571612076

平成二十二年歌会始のお題
・詠進歌詠進要領について

● 平成二十二年歌会始のお題

「光」と定められました。

※「光」の文字を使用していれば、「月光」のように熟語にしても、また、「光る」のように訓読しても差し支えありません。

● 詠進歌の詠進要領

① 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。

② 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

③ 用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ、二十四cm×三十三cmの横長とし、毛筆でなくても差し支えありません）。

④ 病気又は身体障害のため毛筆にて自署することができない場合は左記によることができます。

・代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

・本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの聞きを使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

・視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

● 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

① お題を詠み込んでいない場合・短歌の定形でないものや用紙が縦長の場合。

② 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

③ 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

④ 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

⑤ 詠進要領④に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

⑥ 住所、氏名、生年月日、職業を書いている以外のものその他この詠進要領によらない場合

● 詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

● 郵便のあて先

「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職宛に、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二〇日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ (<http://www.kunicho.go.jp/>) をご参照下さい。

（注）個人情報の取扱いについて
・利用目的

詠進要領②で記載いただいた個人情報、歌会始のために必要な範囲で利用します。

・利用及び提供の制限
法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。